

会報誌チラシ同封サービス利用規約

平成 30 年 11 月 1 日

1. 会報誌チラシ同封サービス（以下、本サービス）の利用事業所は、豊橋商工会議所（以下、当所という）の会員であること
2. 本サービスの利用事業所は、同封するチラシ等の情報の内容に対して一切の責任を負い、当所は一切の責任を負わない
3. 本サービスの利用事業所が本規約に違反した場合、あるいはその恐れがあると当所がみなした場合は、以降の利用を停止する権限を有し、その理由を説明する義務を負わない
4. 本規約の解釈を巡って疑義が生じた場合、当所は合理的な範囲でその解釈を決定できるものとする
5. 本サービスの利用事業所は、同封するチラシ等の情報に関して、以下の各号の事項を遵守するものとする
 - (1) 真実を知らせ、信頼されるものであること
 - (2) 法規に違反し、公序良俗に反するものであってはならない
 - (3) 他を誹謗し、名誉を傷つけるものであってはならない
 - (4) 虚偽、誇大な表現によって、受信者に不利益を与えるものであってはならない
 - (5) 人権を侵害するおそれのある表現、信用棄損、業務妨害となる恐れがある表現、投機、射幸心をあおる表現、社会秩序を乱す表現を用いてはならない
6. 本サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応すること
7. 本サービスを利用する場合、本規約に同意の上、希望発送月の前月 5 日までに申込書に必要事項を記入し、折込み印刷物のサンプルとともに当所に提出すること
8. 同封するチラシ等は、当所の指定する必要部数を用意し、希望発送月の 15 日までに指定場所に納品すること。ただし、残部が発生しても原則として返品しないものとする
9. 本サービスの利用事業所は、チラシ等を同封した会報誌発送後、当所が送付する請求書に従い、速やかに請求金額を納入すること
10. 本規約は当所の判断で事前に予告することなく任意に改定できることとする